

第2次 障がい者活躍推進計画

令和7年4月

日吉津村教育委員会

機関名	日吉津村教育委員会
任命権者	日吉津村教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
日吉津村教育委員会における障がい者雇用に関する課題	日吉津村教育委員会において、令和6年6月1日現在で、常時勤務する職員が36人に満たないため、障がいのある職員は在籍していないが、今後配置されることを想定して障がい者雇用に関する職員の理解の促進と体制整備、各種取組が必要である。
目標	
1. 採用に関する目標	日吉津村（村長部局）において募集や採用を行っているため、教育委員会における採用計画なし
2. 定着に関する目標	離職者を極力生じさせない （評価方法）前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として日吉津村教育次長を選任する。 ○村長部局と合同で、組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、各々の役割分担を整理した上、関係者間でこれらを共有する。 ○年1回以上、鳥取労働局が開催する「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を受講。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○組織内において、定期的に面談を行い、障がいのある職員と業務の適切なマッチングの状況について点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	(1) 職務環境 ○新規に採用された障がいのある職員については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつ、合理的な配慮の範囲で適切に実施する。 (2) 働き方 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 (3) キャリア形成 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。 (4) その他人事管理 ○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障がい特性に配慮した職場介助等を行う。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への積極的な発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。